

(頻出用語)

用語	説明
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に公布された法律。令和元年10月の改正により、幼児教育・保育の無償化について規定された。
1号認定子ども	0～5歳児の就学前子どもで、満3歳以上で保育を必要としない子ども。
2号認定子ども	0～5歳児の就学前子どもで、満3歳以上で保育を必要とする子ども。
3号認定子ども	0～5歳児の就学前子どもで、満3歳未満で保育を必要とする子ども。
量の見込み（教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み）	教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数をいう。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえて、分析、評価して求める。
確保の方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制に関する確保の内容及びその実施時期をいう。子ども・子育て支援法に基づいて作成される市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、アンケート調査等により求めた量の見込みに対応して設定する。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした、教育・保育施設をいう。
特定地域型保育事業	市町村長が施設型給付費の支給に係る事業を行う者として確認をした、地域型保育を行う事業者が行う保育事業をいう。

(用語説明)

五十音順

用語	説明
1号認定子ども	(頻出用語に記載)
2号認定子ども	(頻出用語に記載)
3号認定子ども	(頻出用語に記載)

あ行

用語	説明
預かり保育	幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動。本計画においては、幼稚園又は認定こども園が行う在園児を対象とした一時預かり事業を、保育所で行う一時預かり事業等と区別するために表現している場合もある。
育児休業制度	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、育児等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、養育をする労働者の申し出により子が1歳になるまで

用語	説明
	(一定の場合は1歳6ヶ月まで)の間、育児休業をすることができる制度。この法律では、このほか時間外労働の制限や、子の看護休暇制度などについても規定されている。
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 実施場所や対象児童が異なる、一般型、幼稚園型Ⅰ、幼稚園型Ⅱ、余裕活用法、居宅訪問型、地域密着型の6つの実施方法がある。
医療費助成	障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童、子ども、妊産婦並びに精神障がい者の医療費等の一部を福祉医療費として助成することにより、対象者の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図ることを目的とする制度。
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども
N(エヌ)	比率算出の基数。 Number of Cases。100%が何人の回答者数に相当するかを示す。
延長保育事業	保育の認定を受けた子どもが、通常保育を利用する時間帯以外の時間において特定教育・保育施設等で受ける保育。時間外保育事業。

か行

用語	説明
確保の方策	(頻出用語に記載)
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度において施設の整備及び運営費の助成を受けている施設。
教育・保育事業、教育・保育施設	満3歳以上の小学校就学前子どもに対して学校において行われる「教育」や、家庭に代わって養護及び教育を行う「保育」を行う事業。幼稚園、保育所、認定こども園。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出される。
コーホート変化率法	「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
子育て	子ども自身が持つ、自ら「育つ力」、「子ども自身が自らの力で心身ともに成長すること(また、そのさま)」をいう。
子育て安心プラン	待機児童解消加速化プランに引き続き、令和2年度末までの待機児童の解消に向けた1、2歳児を中心とした約32万人分の保育の受け皿の確保や、令和4年度末までの女性の就業率80%到達を目指して、保育の受け皿の拡大や受け皿拡大を支える人材確保などの6つの支援パッケージを示した施策。

用語	説明
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	会員登録制の育児相互援助事業で、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡、調整、その他の支援により、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のこと。
子育て支援コーディネーター	利用者支援事業を行う者。利用者支援コーディネーターの津市での名称。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療や福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うところ。
子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）（短期入所生活援助事業）	保護者の疾病やその他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ保護を行う事業。
子育てのための施設等利用給付	特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等を、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用に対して支給される給付。
子育て広場	主に未就園児と保護者を対象に、遊びや絵本の読み聞かせなどの親子の交流事業、子育ての相談などができる場の総称。幼稚園の未就園児の会、保健センターが開催する広場、NPOや団体が開催する広場、サークル活動として開催する親子事業など。
固定的な性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めること。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされている。
子ども・子育て支援法	（頻出用語に記載）
子どものための教育・保育給付	幼児教育・保育の無償化対象施設である幼稚園、保育所、認定こども園等を利用したときに支給される給付。

さ行

用語	説明
時間外保育事業	保育の認定を受けた子どもが、通常保育を利用する時間帯以外の時間において特定教育・保育施設等で受ける保育。延長保育事業。
事業所内保育	事業主が雇用する労働者が監護する保育を必要とする乳児・幼児等に対して、事業主が設置する施設等で実施する保育事業。
自己肯定感	ありのままの自分を肯定的に受け入れて、自分自身が価値のある存在として誇れる気持ち。
児童館	児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。
児童憲章	昭和26年5月5日に制定された児童のための憲章。児童が人として尊ば

用語	説明
	れ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられるよう、日本国憲法に精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために定められたもの。
児童手当	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している者に対し、家庭等における生活の安定に寄与すること、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、手当を支給する制度。
児童の権利に関する条約	18歳未満をすべて「児童」とし、国際人権規約において定められている権利を児童にも規定し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を示したもの。児童の権利条約。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母、父又は養育者に対し、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。
少子化社会対策基本法	少子化に対処するための施策を総合的に推進するため平成15年7月に制定された法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定している。
助産師	厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦（産後母体が回復するまでの期間にある産婦）、新生児の保健指導を行うことを業とする人。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設において、保護者が支払う実費徴収（文房具等の購入や行事への参加に費用等）や、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園において、保護者が支払う食事の提供（副食費に限る）に係る費用の一部を、一定の基準に応じて給付する事業

た行

用語	説明
待機児童	保育の必要性の認定（2号又は3号認定）を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の保育所等の利用申込みがされているが、利用していない児童。ただし、ほかに利用可能な保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等を希望し、待機している場合等は除く。
地域型保育事業	原則20人以下の少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つのタイプがある。
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	乳幼児、保護者が相互の交流を行う場所（地域子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子ども・子育て支援事業	市町村による子ども・子育て支援のための13の事業の総称。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援

用語	説明
	事業)、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
津市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援を行うため津市が定めた行動計画。5年を1期として、前期計画（平成17年度～平成21年度）と後期計画（平成22年度～平成26年度）を策定している。
特定教育・保育施設	（頻出用語に記載）
特定子ども・子育て支援施設等	子どものための教育・保育給付の対象外施設等で、幼児教育・保育の無償化の対象施設等として、市町村の確認を受けた施設等。
特定地域型保育事業者	（頻出用語に記載）
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

な行

用語	説明
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児、保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育ての相談等援助を行う事業。
認可外保育施設	乳児、幼児を保育する施設の内、児童福祉施設として児童福祉法に規定する届出をしていないまたは認可をされていない施設。
認定こども園（幼保連携型認定こども園）	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認可を受けた学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。認定こども園には、この他に、幼稚園型、保育所型、地方裁量型のタイプがある。
妊婦健康診査	妊婦に対して健康診査を実施する事業。

は行

用語	説明
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
PDCA サイクル（ピーディーシーエーサイクル）	Plan（計画）、Do（推進項目の取組）、Check（推進状況の確認）、Action（検討、改善）を行うマネジメントサイクル。
病児保育事業（病児・病後児保育事業）	疾病にかかっている又はその回復期にある保育を必要とする乳児・幼児等を、保育所等の施設において保育を行う事業。
保育教諭	幼保連携型認定こども園に勤務する教諭をいい、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を必要とする。
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（学童保育）	保護者が労働等により家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場等を与えて健全な育成を図る事業。

用語	説明
放課後子供教室	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組を行うところで、保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用可能。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、地区活動や健康教育・保健指導などにより疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のこと
母子保健推進員	津市では、愛称"つぼみん"として母子保健に関するボランティアを行う者。定期的に研修を受け、乳幼児や希望する妊婦の家庭を訪問しながら、津市の母子保健制度についての説明や妊娠中の心配ごと、育児の相談にあたる。また、保健センターで実施する各教室、相談への協力や親子で集える子育てひろばを開催している。

や行

用語	説明
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、すべての人が使いやすいよう配慮がなされているデザイン。近年は製品や建造物にも取り入れられ、生活空間や社会の仕組みなどへも広がりつつある。
養育支援訪問事業	要支援児童等に対し、養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。
要支援家庭、要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、その要支援児童等のいる家庭。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から開始となった、3歳から5歳児の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子どもを対象として幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無料とする制度。保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する認可外保育施設等の利用料も対象に含まれる。
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校。

ら行

用語	説明
利用者支援事業、利用者支援コーディネーター	子ども、保護者が、子ども・子育て支援等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関して相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡調整等便宜の提供を総合的に行う事業、またその事業を行う者。子育て支援コーディネーター。
量の見込み	(頻出用語に記載)